

「中小企業トータルサポート補助金」

設 備 投 資 等 促 進 事 業

(新ものづくり補助金 2次公募応募事業対応)

【平成26年度 応募要領】

本県製造業者の付加価値額の増加を図るため、経済産業省平成25年度補正予算事業「中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業」(以下、「新ものづくり補助金」といいます。)で不採択となった事業のうち、認定支援機関等によるブラッシュアップを図った上で、本県製造業の付加価値向上に資する事業として山形県知事が認定したものに対し補助金を交付します。

1 補助対象事業

新ものづくり補助金の2次公募に「成長分野型*」又は「一般型」に応募した事業で、新ものづくり補助金の交付決定を受けていない事業

※ ただし、本事業への応募にあたっては、認定支援機関による指導・助言とともに、新ものづくり補助金に応募した事業計画の見直し(ブラッシュアップ)を行う必要があります。

* 成長分野型：「環境・エネルギー」「健康・医療」「航空・宇宙」のいずれかの分野に関する事業

「新ものづくり補助金」における「成長分野型」「一般型」の要件

設備投資をともなう試作、生産プロセスの改善、新サービス開発を行う事業で、以下の

①又は②のいずれかの要件を満たす事業

- ① 「中小ものづくり高度化法」に基づく特定ものづくり基盤技術を活用していること
- ② 革新的なサービスの提供等を行い、3～5年計画で「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成する計画であること

2 補助対象者

次のいずれにも該当する方が対象となります。

- (1) 山形県内に事業所を有し、製造業を主たる業種として営んでいること。
- (2) 資本金又は出資総額が3億円以下の会社、又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人（中小企業事業者）であること。ただし、次の①～③のいずれかに該当する者は、大企業とみなして、補助対象者から除く。
 - ① 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
 - ② 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
 - ③ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
- (3) 補助対象事業のうち設備投資を含む主要部分を山形県内において実施する者
- (4) 経済産業省平成25年度補正「中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業」の補助対象者たる要件を満たしていること。

※複数の企業による「連携体」の場合は、当該連携体のすべての構成員が上記

- (1)～(3)の要件を満たすことが必要となります。

3 補助率・補助金額・補助対象経費

- (1) 補助率 : 1／2以内
- (2) 補助金額（上限） : [成長分野型] 1,000万円以内
[一般型] 750万円以内
- (3) 補助対象経費 :

経費区分	説明
原 材 料 費	試作品の開発に必要な原材料及び副資材の購入に要する経費
機 械 装 置 費	機械装置等（専ら補助事業のために使用される機械・装置、工具・器具（測定工具・検査工具、電子計算機、デジタル複合機等）及び専用ソフトウェアをいいます。）の購入、製作、借用、改良、据付け又は修繕に要する経費
技 術 導 入 費	外部からの技術指導や知的財産権等の導入に要する経費
外 注 加 工 費	試作品の開発に必要な原材料等の再加工・設計及び分析・検査等を外注・依頼等（外注先の機器を使って自ら行う場合を含む。）を行う場合に外注先への支払に要する経費
委 託 費	外部の機関に試作品等の開発の一部を委託する場合の経費
知的財産権等 関 連 経 費	試作品等の開発、役務の開発・提供方法等と密接に関連し、試作品等の開発成果の事業化にあたり必要となる特許権等の知的財産権等の取得に要する弁理士の手続代行費用や外国特許出願のための翻訳料など知的財産権等取得に関連する経費

運搬費	運搬料、宅配・郵送料等の支払に要する経費
専門家謝金	補助事業遂行のために必要な謝金として、依頼した専門家に支払われる経費
専門家旅費	補助事業遂行のために必要な旅費として、依頼した専門家に支払われる経費
雑役務費	試作品等の開発に係る業務を補助するために臨時的に雇い入れた者（パート、アルバイト）に対する賃金、交通費 長期継続して雇用される者に対する人件費は対象外

4 補助事業実施期間

本事業の補助金交付決定の日から平成27年3月6日（金）まで

5 応募手続き

(1) 応募及びお問い合わせ先

山形県中小企業トータルサポート補助事業地域事務局
(山形県中小企業団体中央会内)

〒990-8580 山形市城南町1-1-1 霞城セントラル1階
電話 023-665-1077 FAX 023-665-1078

(2) 応募期間

平成26年10月9日（木）から10月20日（月）

(3) 応募方法

郵送で送付してください。（当日消印有効）

(4) 提出書類【6部】(正本1部、副本5部)

※申請様式については、中央会ホームページよりダウンロードの上、ご利用下さい。[\(http://www.chuokai-yamagata.or.jp/\)](http://www.chuokai-yamagata.or.jp/)

① 事業計画認定申請書（様式1）

② 事業計画書（様式2）

③ 認定支援機関が発行する事業計画見直し確認書（様式3）

④ 決算書（直近2年間の貸借対照表、損益計算書、個別注記表）

⑤ 定款若しくは登記事項証明書（提出日より3カ月以内に発行されたもの。コピーも可。）

⑥ 企業案内パンフレット等（無い場合は企業の概要のわかるもの）

(5) 書類作成上の留意点

① 計画書の用紙サイズは、A4版の片面印刷とし、決算書・パンフレット・定款など他の提出書類とともに左側に縦2穴で穴を開け（ホッチキス止め不可）、一部ずつ紙製のフラットファイルに綴じ込んでください。（なお、フラットファ

イルの表紙と背表紙に、事業計画名、応募者名及び正副の別を記入してください。)

- ② 各様式中、項目ごとの記載スペースが不足する場合は、適宜、項目欄の幅を広げるか又は別紙を添付する等して、必要事項は省略することなくすべて記載してください。
- ③ 提出された書類は返却しませんので、必ず控えを保管しておいてください。

6 審査方法

(1) 補助対象事業の決定方法

補助対象事業は、別表（審査項目）に基づき、補助事業審査委員会（以下「審査会」という。）において審査の上、本県製造業の付加価値向上に資するものと認められる事業計画を知事が認定し、この認定を受けた事業を対象として補助金の交付を決定します（予算の範囲内での補助金の交付決定となります）。

(2) 事業計画に関する照会等

応募受付後、審査会までの間に、事業計画に関する照会等を行う場合があります。

(3) 結果の通知

事業計画認定結果は文書で通知します。認定となった場合は、当該通知文書及び補助金交付要領の記載に従い、補助金の交付に係る手続きを行ってください。

7 スケジュール（予定）

	実施時期
応募受付	10月9日～10月20日
審査会	11月上旬
結果の通知	11月中旬
補助金交付申請・交付決定	11月下旬

※ 補助対象経費は、交付決定日以降に行った活動に係る経費のみとなります。

※ なお、このスケジュールは予定であり、応募件数、審査の状況等により前後する場合があります。

8 補助金の支払い

事業者への補助金の支払いは、原則として事業完了後の精算払いとします。

9 その他

- (1) 事業内容等について確認が必要な場合がありますので、できるだけ、書類提出前に早めに相談してください。
- (2) 補助事業実施期間は、交付決定の日から平成27年3月6日（金）までとなります。原則として、補助対象経費はこの期間内に実施した活動に要する経費で、かつ、この期間内に支出されるものに限ります。
- (3) 補助金の額は千円単位とします。（千円未満切捨て）
- (4) 補助金の交付が決定した事業については、事業計画書に記載されたとおりの企業名・事業計画名及び事業計画の概要をHP等で公表します。
- (5) 補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、平成32年3月31日まで保存しなければならない。
- (6) 審査の結果に関するお問い合わせには、一切応じかねますので予めご承知ください。

お問い合わせ、相談先

山形県中小企業トータルサポート補助事業地域事務局（山形県中小企業団体中央会内）
〒990-8580 山形市城南町1-1-1 霞城セントラル1階 TEL. 023-665-1077

山形県商工労働観光部中小企業振興課経営支援担当
〒990-8570 山形市松波二丁目8-1 TEL023-630-2354

別表：審査項目

審　　査　　項　　目
(1) 補助対象事業としての適格性 補助対象外事業に該当しないか。
(2) 技術面 ① 新製品・新技術・新サービス（既存技術の転用や隠れた価値の発掘（設計・デザイン、アイデアの活用等を含む））の革新的な開発となっているか。 （【ものづくり技術】においては、特定ものづくり技術分野を活用した取り組みであるか。【革新的サービス】においては、3～5年計画で「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成する取り組みであるか。） ② 試作品等の開発における技術的課題が明確になっているとともに、補助事業の目標に対する達成度の考え方を明確に設定しているか。 ③ 技術的課題の解決方法が明確かつ妥当であり、優位性が見込まれるか。 ④ 補助事業実施のための体制及び技術的能力が備わっているか。
(3) 事業化面 ① 事業実施のための体制（人材、事務処理能力等）や最近の財務状況等から、補助事業が適切に遂行できると期待できるか。 ② 事業化に向けて、市場ニーズを考慮するとともに、補助事業の成果の事業化が寄与するユーザー、マーケット及び市場規模が明確か。 ③ 補助事業の成果が価格的・性能的に優位性や収益性を有し、かつ、事業化に至るまでの遂行方法及びスケジュールが妥当か。 ④ 補助事業として費用対効果（補助金の投入額に対して想定される売上・収益の規模、その実現性等）が高いか。（【革新的サービス】においては、3～5年計画で「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成する取り組みであるか。）
(4) 政策面 ① 県が「競争力を持つ産業群の形成」を進める分野（有機EL関連産業、バイオ産業、自動車関連産業、その他成長が見込まれる産業）と整合性がとれているか。 ② 地域経済と雇用の支援につながることが期待できる計画であるか。 ③ 中小企業・小規模事業者の競争力強化につながる経営資源の蓄積（例えば生産設備の改修・増強による機能強化）につながるものであるか。 ④ 中小企業・小規模事業者の付加価値向上が期待できる計画であるか。